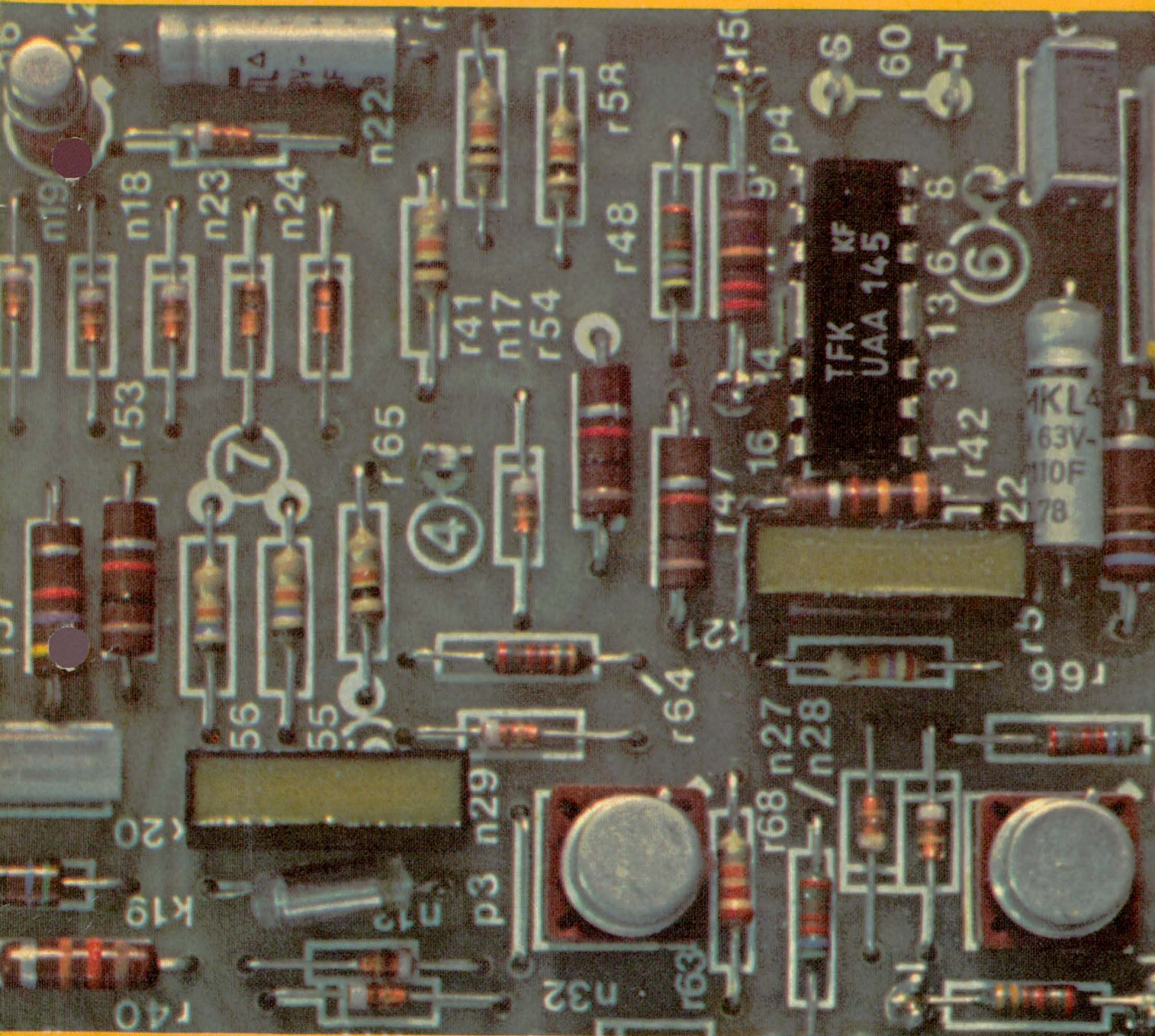


STRICTLY MEMBERS ONLY
M.C. (P) No. 41/1/80

1980: 1 月號

JAPANESE CHAMBER
of
COMMERCE & INDUSTRY
SINGAPORE

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1980年1月号)

新年のご挨拶	1
80年代の東南アジア展望	2
インドネシア共和国・パタム島開発の 経緯と現状について	10
シンガポールの天然ゴム産業	19
シンガポールにおける外国人の生活費	25
日本人用消費者物価	43
理事会の動き	45
部会活動	49
広報欄	50
資料案内	51
1月の主な経済記事	52
編集後記	54

新年のご挨拶

シンガポール日本商工会議所

会頭 島崎 弘

新年おめでとうございます。

昨年12月18日開催された本所創立10周年記念式典、講演会及び祝宴等の行事がゴーン通産大臣、菊地大使、永野会頭並びにウィ・シンガポール商工会議所連合会会長など日星両国政、経済界の指導者はじめ多数のご来賓を得て予定通り極めて盛大に挙行されましたことは御同慶の至りに存じます。

ここに会員各位のご協力に対して厚くお礼申し上げます。

さて、本年は1980年代の幕明けの年であります。年初から中東、インドシナをめぐる東西大国の確執激化など国際情勢は極めて流動的様相を呈しながらスタートしました。世界経済への依存度の高いシンガポールがこうした流動的な世界情勢から受ける影響は多大であり、今後とも情勢の推移を注視することが肝要であります。

一方、シンガポール経済につきましては、1979年は実質経済成長率8.5%程度の成長を達成したと言われており（リー首相の年頭教書）、引続き順調に発展致しております。本年は、昨年々央に公表されました産業構造の高度化、生産性増強、技術水準の向上などの実現をめざして新産業政策が一段と強力に推進されるものと考えられます。とくに、シンガポール政府、経済界に、日本の政府経済界が当国発展に貢献することに対して多大の関心を払っております。例えば、昨年6月末現在日本からの投資累積は件数で802件、金額5億7,000万USドルに達していること、日星貿易が全体の14%（79年1～11月）を占めていること、在留邦人が1万2000人以上であることなど人材、資本、物の交流が極めて拡大していることをみても、日星両国の協調的発展がいかに重要であるかが窺えます。

このため、私ども本所会員は、これまで以上に会員相互の協力関係を強め両国友好、相互発展に寄与していくことが要請されているといえましょう。

本所活動への会員各位の積極的なご参加と御協力とをお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

80年代の東南アジア展望

共同通信

谷沢 慎一郎

東南アジアの力の均衡は変化した。大陸のアジアでは中国を加えてやつと均衡が維持されている。（リー・クアンユー、シンガポール首相）。

1975年のインドシナ革命を境に東南アジアにおけるアメリカの軍事的プレゼンスが大幅に後退する一方、ソ連の影響力は著しく増大した。79年1月カンボジアに親ソ、親ベトナムのヘン・サムリン政権が出現したことによつてベトナムのインドシナ連邦構想が事実上、実現し、この傾向が一層顕著となつた。ソ連はインドシナに確固とした勢力圏を築いたわけである。さらにアフガニスタンへの軍事介入、インドのガンジー政権復活によつて西南アジアでの地歩も固めた。80年代の東南アジアはソ連、ベトナムの進出に脅威を抱く東南アジア諸国連合（ASEAN）の要請を受けてアジア回帰を宣言したアメリカとソ連の覇権主義・南下政策に反対を唱える中国の力が一つになつてソ連に対抗するというきわどい力関係の下で幕を明けることになつた。

1. アメリカのアジア回帰

インドシナ革命に大きな衝撃を受けたASEAN諸国は76年初頭インドネシア、バリ島で67年の結成以来初めて首脳会談を開き共産主義インドシナに対抗するためASEAN諸国がレジリアンス（国家抵抗力）を高めることを誓い合つた。しかしその後親ソのベトナムと親中国のカンボジアが仲間割れを起こし、共産インドシナが一枚岩でないことが明らかになるに従つてASEAN諸国の警戒心が和ぎ、各国の政治的結束が緩み始めた。79年1月ベトナムのカンボジア侵攻、ポル・ポト政権の崩壊にインドシナの騒乱をよそに経済建設に専念していたASEAN諸国の大平の眠りを破るものであつた。インドシナと地続きのタイにとつて緩衝国の役割りを果たしていたカンボジアがベトナムの支配下に置かれることによつてタイに東南アジア最大の軍事強国ベトナムと直接対峙することになつた。

各国が東になつてかかつてベトナムに対抗できないほどの軍事力しか持

ち合わせない ASEAN 諸国は地政学上の立場から地域の安全保障を米ソ中三極の力の均衡に求めている。各国はソ連のアジア進出によつて均衡が崩れることを懸念し、アメリカのより大きなプレゼンスを期待するようになった。クリアンサク・タイ首相は79年2月訪米し、カーター大統領に軍事援助の増強を要請した。リー・クアン・ユー首相は折りにつけソ連の太平洋艦隊に対抗するため米第7艦隊の質的、量的改善の希望を絶えず表明している。

ベトナム戦争の後遺症からやつと脱しつつあるアメリカはベトナムの脅威におびえる友邦 ASEAN 諸国の強い働きかけもあつてアジア回帰の宣言を行った。その第一はクリアンサク訪米の際、カーター大統領が、アメリカはタイの安全確保を誓約すると述べ、1954年のマニラ条約を援用してタイを全面支援する旨表明したことである。アメリカはこの誓約に従つてカンボジアの戦火がタイ国境に迫つてきた79年10月から0141輸送機で105ミリ砲や機関銃弾を緊急空輸したほか、戦車、対戦車ミサイル、攻撃ヘリコプター、弾薬を続々とタイに送り込んだ。また ASEAN 諸国を歴訪したホルブルック米国務次官補（アジア、太平洋担当）はアメリカがタイばかりでなくマレーシア、インドネシアなど他の ASEAN 加盟国にも軍事援助を強化している事実を明らかにした。

アメリカのアジア重視の第二はアメリカが79年1月フィリピンとスビック海軍基地、クラーク空軍基地協定を改定したことである。協定改定はアメリカが今後5年間フィリピンに対し軍事援助、兵器購入のための借款供与、国内治安対策として計5億ドル供与することを約束、フィリピンはこの見返りとしてアメリカに対し、軍事作戦遂行のためスビック、クラーク両基地の「自由使用権」を保証した。これによりアメリカは従来通り東南アジア、太平洋、インド洋に軍事的プレゼンスを確保することになった。

2. アジア安保を再び提唱

一方、東南アジアにおける社会主義の信頼しうる前進基地（ブレジネフ・ソ連最高会議幹部会議長）・ベトナムを抱き込んだソ連はカンボジア、ラオスを合わせたインドシナ3国に確固とした勢力を確立した。ベトナムの共産圏経済相互援助会議（コメコン）加入とソ連、ベトナム友好協力条約は東南

アジアにおけるソ連の影響力拡大の基礎となつている。ソ連としてはここで ASEAN 諸国に触手を伸ばし、長年の懸案であるアジア集団安保構想を実現し、南からの中国包囲網を完成したいところであろう。

79年3月訪ソしたクリアンサク・タイ首相と同年9月モスクワを訪れたフセイン・オン・マレーシア首相に対し、ソ連首脳は一度もアジア集団安保を口にせず、専ら ASEAN の主張する東南アジア平和中立化構想に支持を表明したのにとどまつた。しかし、同じころソ連政府機関紙・イズベスチヤ、政治評論員・クドリャフツェフ氏は広報誌、ソビエト・ニュース に ASEAN - モスクワの見解、と題する論文を発表し、ASEAN 5ヶ国とインドシナ3ヶ国を包含するアジア安全保障体制を樹立する以外に東南アジアでの平和と安全を維持する方法はない、と強調、久方ぶりにアジア集団安保構想をぶり上げた。これと相前後してソ連がシンガポールを除く ASEAN 4ヶ国に太平洋艦隊を寄港させ、友好訪問したい旨申し入れていることが明らかとなつた。結局 ASEAN 各国は持ち回り協議の結果この寄港要請を断つたが、これまで米第7艦隊の独占支配体制にあつた南シナ海にソ連艦隊が無視し得ない存在になつたことを見せつける重大な事件であつた。

もつともベトナムを橋頭堡として東南アジアに影響力を拡大しようとするソ連の動きは中国および ASEAN 諸国の警戒心を呼び起こし、ASEAN 諸国と友好関係を築こうとするソ連の意図は阻止されている。ASEAN 諸国のなかでは比較的ソ連と関係の良かったインドネシアでもベトナムのカンボジア侵攻以降、軍部を中心にソ連警戒論が高まつているといわれる。インドネシアは中国が関与したといわれる65年の9.30クーデター未遂事件以来、中国と外交関係を断絶し、反中国意識の強い国柄だが、最近では経済近代化に取り組む中国より、対外膨張主義のソ連により強い警戒心を抱いているという。ジャカルタの両側外交筋によるとインドネシア軍部は中国の進出は制御可能だが、ソ連の進出はシステムテックであるため制御が極めて困難であるとの見解を持つているといわれる。

ベトナムにしてもどこまでソ連の影響下に組み込まれたかとの点で議論が別れるところである。79年11月ソ連太平洋艦隊がソ越友好協力条約締結

一周年を記念してベトナムのハイフォン港を親善訪問、ソ連の国営タス通信がベトナム国防省の招きによる親善訪問、と初めて事前に公表し注目を集めたが、カムラン湾、ダナン港がソ連の基地化したという明確な証拠はいまのところないようである。米務省、ASEAN 諸国の間でもベトナム人が独立心の強い国民で、軍事、経済的にソ連への依存が高まっても完全にソ連の従属下に置かれることはないとする観測が有力である。80年代はアメリカとの国交正常化問題もからみ、ベトナムがどこまでソ連にのめり込んでいくか、ソ連がどこまでベトナムを掌中に納めることができるかが判然とする十年であろう。

3. 中国の抑止力

中国のベトナム侵攻作戦は中国が東南アジアで対ソ、ベトナムの重要な抑止力である事実を浮き彫りにした。リー・クアン・ユー首相によると ASEAN 諸国のうち島国のフィリピンは米軍基地で安全が保障され、インドネシアはベトナムから海峡を隔てて遠く離れている地政学上の現実によりベトナムの脅威は直接的ではないが、インドシナと地続きのタイあるいはマレーシア、シンガポールは中国のプレゼンスを加えてやつと力の均衡が維持されている。

80年代は中国と国交凍結中のインドネシア、国交のないシンガポールがそれぞれ外交関係を樹立し、ASEAN 諸国における中国の影響力が急速に高まることになろう。モフタル、インドネシア外相によるとインドネシアと中国の外交関係正常化の第一歩として中国の代表団が一月インドネシアを訪問、インドネシア在住の中国系住民の国籍選択の問題など正常化実現のために解決しなければならない問題を本格協議する予定である。モフタル外相は79年10月シンガポールで正常化の時機は1年か2年先かとの記者団の質問に対しなぜ2年なのかと答えており、早ければとし中に遅くとも来年前半には凍結中の両国外交関係が正常化するものとみられている。

中国との国交は ASEAN 諸国のうちでは最後の方針を堅持してきたシンガポールも79年暮、ホン・スイ・セン蔵相を団長とする政府代表団が北京を訪問し、中国との間で貿易協定に調印、実質的な外交関係を樹立した。イ

インドネシアが対中国交を回復すればシンガポールはその翌日にも中国と正式に国交を開きたい考えであるといわれる。

毛沢東主席の死亡を契機として中国は西側の資金、技術に依拠する開かれた近代国家を目指す国に変貌し始めた。東南アジア各国の革命闘争・党関係を重視する毛沢東路線から国家関係、経済発展を中心する鄧小平副首相の近代化路線に転換した。破局の寸前（華国鋒主席）まで追い込まれた中国が文化大革命に象徴される毛路線を再び踏襲する可能性はまずないであろうし、こうした予想がインドネシア、シンガポールの中国の疑念を取り払い対中国交正常化へ踏み出す要因になつたのであろう。

80年代の東南アジアの動向はカンボジア戦争の行方に大きくかかわってくることになる。ソ連、ベトナムはプノンペンにヘン・サムリン政権を立てて、インドシナ連邦構想をほぼ実現したものの、タイ、カンボジア国境山岳部に逃げ込んだボル・ポト政権残党のクメール・ルージュのゲリラ活動に手を焼いているほか、ロン・ノル政権時代からの白色ゲリラ組織である自由クメールの抵抗にもあつている。ラジャラトナム・シンガポール外相に言わせればアメリカがベトナム戦争の泥沼に引きずり込まれたようにベトナム自身がカンボジアでベトナム戦争を経験しているともいえよう。

4. 中立、独立のカンボジア

ASEAN 諸国は79年8月16日クアラルンプールで臨時外相会議を開催し、カンボジアの主権、独立を保障する紛争の政治的解決が東南アジアの永続する平和と安定にとって必要不可欠であるとの共同声明を採択した。ASEAN 諸国が考えるカンボジア問題の政治解決のシナリオは第一にカンボジアからベトナム軍撤退を実現させ、続いて国連監視下の自由選挙、国民投票を施行し、カンボジア国民を真に代表する独立、中立のカンボジア政府をつくろうという構想である。ベトナムがこれに同意し自由選挙が実施されればバリーに滞在中の元カンボジア国家元首、ノロドム、シアヌーク殿下が選ばれることは間違いないものとみられている。

元マラヤ大学教授で現在マレーシア運輸次官のゴー・チエン・テイク氏によると ASEAN 諸国が独立、中立のカンボジアが東南アジアにとって必要不

可欠であると主張するのは以下の理由からである。

第1にカンボジア民族は12世紀から13世紀にかけて大陸の東南アジア一帯に高度な文明の花を咲かせたアンコール王朝の末裔としての誇りを今だに持ち続け、外国とくに近隣からの干渉には激しい拒絶反応を起こすこと。

第2は緩衝国としてのカンボジアの存在意義である。19世紀に入り軍力で格段に勝るベトナム、タイ両国はカンボジアを絶えず圧迫し、互に勢力を競い合つたが、その際カンボジアが両国の緩衝国の役割りを果たしたことがある。ベトナム政府当局がいくらカンボジアに駐留する20万のベトナム軍がタイを攻撃する意思がないといつたところでタイの心理的不安は解消しないし、タイ、カンボジア国境の緊張状態は緩和しないことは自明の理である。

第3にボル・ポト政権時代のカンボジアに影響力を保持していた中国はベトナムが支配するカンボジアを望んでいないからである。ベトナムがタイに侵攻した場合中国は公約通り、第2次ベトナム制裁に出るであろう。そうすれば第1次制裁の際ベトナムに軍事援助したものの軍隊の直接介入を避けたソ連がどう出るか。中国との軍事衝突に発展するようなことになればインドシナの地域紛争がアジアでの全面戦争に拡大しないという保障はどこにもないのである。

これに関連して現在モスクワで開かれている中ソ会談の行方に注目したい。中ソ会談はことし2月に無条約状態（中ソ友好同盟相互援助条約の廃棄）を迎える中ソ両国が長い対立関係を以前のような同盟関係にまで修復させるようなものでないことは論を待たないが、少なくとも冷静な国家関係への正常化へといさなう可能性を秘めていることは見落せない。特に中国側としては緊張の続くインドシナ情勢を見据えた視点があることは間違いなく、ベトナムが会談開催に不快感を表明したと伝えられるのもこのためである。

ソ連としては本国から遠く離れたアジアの地域紛争で武器は与えても自らの血を流すまいと思つていようであろうし、一日当たり2百万から3百万ドルといわれるベトナムへの軍事援助がボル・ポト掃討に手こずり十倍、二十倍とふくらんできた場合、重荷と感ずることだろう。ホルブルック米国務次官

補（東アジア、太平洋担当）はこのほど米紙アジア・ウォール・ストリート・ジャーナルとのインタビューのなかで、ソ連はカンボジアで起きている事態に対し責任を負わなければならないとソ連のベトナム援助、ソ連機によるカンボジアへのベトナム兵輸送を激しい調子で非難した。

米ソ間のデタント（緊張緩和）を外交政策のなかで最優先させるブレジネフ政権にとって79年最大の事件の一つは第2次米ソ戦略兵器制限条約

（SALTII）の締結であつた。この協定の締結はとどまるところを知らぬ軍拡競争に歯止めをかけ、米ソ間に協調関係を続ける基礎をつくり出すという点で極めて重大なものであつた。しかしSALTIIはアメリカの議会における批准を経なければ効力を発しない。ソ連としてはカンボジア駐留のベトナム軍にテコ入れし過ぎてアメリカ上院タカ派グループを硬化させ、批准を遅らせることは得策でないという計算が働いても不思議ではない。

5. アメリカの信頼性

アメリカは中小の同盟国の必要とするものや恐れに敏感である一方、彼らの極端な支援要請が大国間の協力のための正当な機会を台無しにしないよう常に注意せねばならない。アメリカの能力および信頼性は東アジアでアメリカが直面する諸問題をどう処理するかで厳しく試されることになるだろう。（米上院外交委員会報告書、アメリカ、中国、日本）この報告書が指摘するように80年代の東南アジア情勢はアメリカが同盟国や友好国の安全確保のためどこまでコミットする用意があるかによつて決まってくるといつても過言ではないであろう。この点でイランのアメリカ大使館占拠人質事件は純粋にアメリカ自身の問題であるにもかかわらず、アメリカが経済封鎖に協力的でないといふ日本に八つ当たりしたり、国連の場で問題を解決しようとしたことは、アメリカが超大国としての、処理能力の限界を自ら現したものとして同盟国の信頼性を著しく低下させた。

さて、80年代の東南アジアで日本はどのような役割りを果たすつもりであろうか。地政学上の変化に敏感な東南アジアの各国はアメリカの影響力の後退とソ連のアジア進出という新しい局面を迎えて経済大国日本が政治的、軍事的役割りを果たすよう求めてくることになるだろう。リー首相は「日本が核

武装しないという条件で効果的な防衛能力を備えるのは不可避である、との事実を ASEAN 諸国は認識し、受け入れている」と語った。これに対し太平首相は 21 世紀に向けての長期ビジョンである環太平洋構想を提示した。東南アジア各国は同構想に対して積極的な関心を示し、ウパジット・タイ首相も「太平洋地域の国々が現実的な立場を踏まえつつ相互協力していくのは良いことである」と賛意を表明した。80 年代は ASEAN 諸国が環太平洋構想の有力な一翼として力をつけ、日本との関係がより強固になることは間違いのないであろう。



インドネシア共和国・バタム島開発の 経緯と現状について

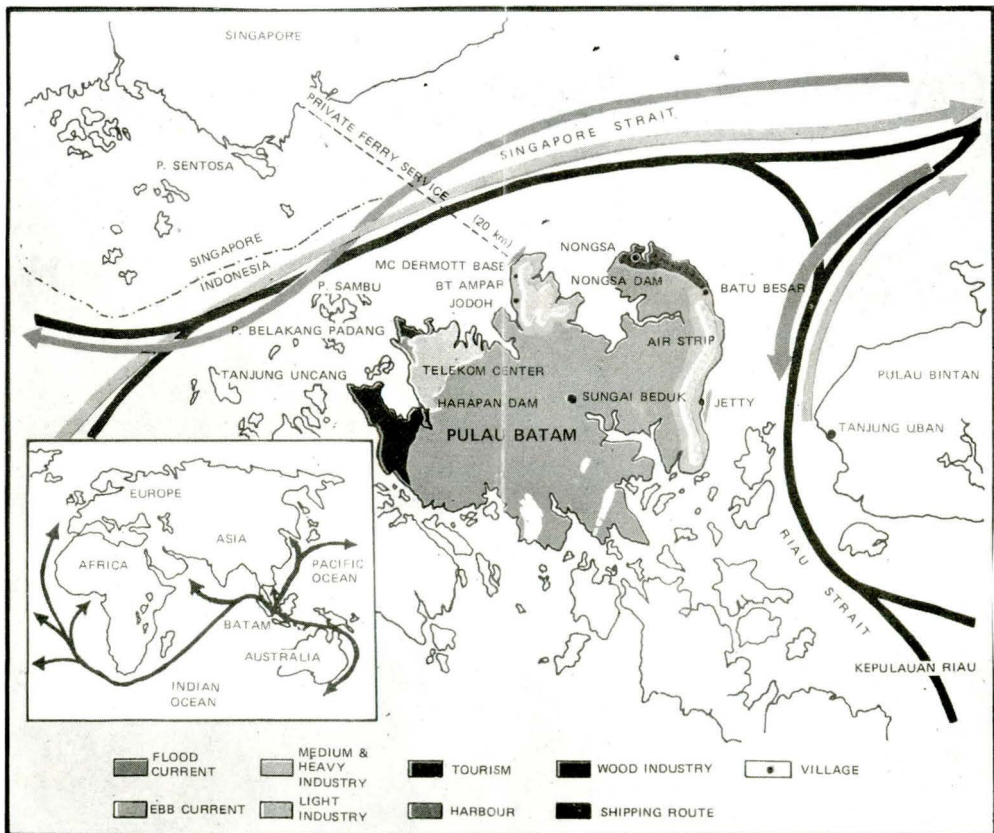
バタム島開発協力研究会

参与 中島 正周

最近シンガポールの新聞に度々バタム島に企業進出という記事が見られる。

バタム島は、インドネシア共和国スマトラ島のリアウ州管轄下にある面積 415Km²（シンガポールの約80%）の島で、シンガポールの東南20KMの海上に位置し、現在の人口は、約1万2千人で、住民の約70%は、漁業と農業で生活している未開発同然で、自然の美しさを持つている島である。

LOCATION OF BATAM INDUSTRIAL AREA



1966年、プルタミナ（インドネシア国営石油会社）のイブヌ・ストオ総裁は、内外石油資源開発の増大に伴い、開発機械、資材等の輸入保管取扱いが、ジャカルタ港では、不可能に近い状態となつた為に、適地を求めていた。

1969年、シンガポールと立地条件を、ほぼ同じくするバタム島に目をつけ、油田開発機械、部品、外国人の為の食糧補給基地、輸入原材料加工、組立、それに石油精製基地も出来るとし、石油開発事業支援の為、生産流通基地として位置づけた。

1970年インドネシア工業開発の一大拠点として、スハルト大統領の承認を得、プルタミナ、日商岩井、ベクトルの三社共同で、開発総合計画が作られた。

1972年に作られた総合開発計画では、土地の利用を、下記の通り定めていた。

重工業用地	900 ha	（石油精製、石化）
軽工業用地	2,000 "	（木材加工 その他）
宅地	4,500 "	
観光施設	400 "	（ホテル及び施設）
農業用地	1,500 "	（高級野菜及び果実類）
牧畜産用地	15,000 "	（食用牛、豚）
港湾	800 "	
空港	500 "	
道路	900 "	
水資源用地	350 "	
湿地及山林	14,650 "	

インドネシア政府は、この総合開発計画の基本線を承認し、その実施の為、バタム島工業開発公社（B.I.D.A.）を設立、プルタミナ総裁イブヌ・ストオ氏にその開発をまかせた。

スクバン地区は、バタム島開発の頭脳になる地区とし、プルタミナ事務所、移民局、税関等の事務所が建設され、又職員宿舎、学校、銀行、病院、通信

施設、給水用ダム、T型ジェツティ、発電施設等が道路は未補装ながら全島に張りめぐらされた。バツアンパル地区には、インドネシア唯一の鋼板加工



Sekupau T 型ジェツティ 5000 屯用



バタム開発公社、バタム・セリバン事務所

工場が建設され、港として水深 6 M 延長 920 M の岸壁が完成した。しかし 1973 年のオイルショックにより、バタム島開発の主体であつた石油精製計画は、中断され、続いて発生したブルミナ財政危機の為、総合開発計画そのものも一時中断されて居たが、1976 年秋インドネシア政府は、国家予算約 13 億円を計上し、総合開発計画の基本線に沿つて、バタム島の開発を再開する事を決定し、インフラのメンテナンスを再開した。この間、バツアンパル給水用ダム及び施設、給電施設が完成され、また東海岸カビール地区には、ブルミナ、ベクテル、日商岩井の共同で、インドネシア LNG プラント建設用機材補給基地の保管インフラ設備が建設された。

民間投資による合弁会社も次第に進出しはじめ、海上石油試掘ヤグラの組立、ドリリングマッド製造工場も生産が始められた。

1978 年 2 月、インドネシア政府は、1972 年に作成された総合開発計画の REVIEW をアメリカのコンサルタント " CRUX " に行わせたが、検討の結果あまり変わらないとして、当初の総合開発計画に従つて開発を行うこととした。

1979 年 2 月、ハビビ総裁より協力要請が当研究会にあつた為、山田会長を団長とする 9 名のミッションが訪伊した。この際、ハビビ国務大臣は、インドネシア政府として考えているバタム島の開発は、これまでの石油指向、一業種中心の開発でなく、バタム島全土を FREE TRADE ZONE とした総合開発、特に、企業誘致による工業化を進める事であることを強調した。

特に、ハビビ総裁の役割としては、 Batam 島を早急に、具体的に開発することであり、この場合一番問題となるのは、開発資金が充分ない事である。従つて、先ず各種企業が、Batam 島に進出して産業を興してくれることを望んでおり、これら企業が Batam 島に進出する為に必要なインフラの整備、諸施策は企業の必要性に応じて、インドネシア政府、BDA が準備して行く方針をとつている。

シンガポールとの関係については、インドネシア政府としては、競合する様な型でなく、相互協力し、シンガポールと Batam 島が、一つの経済 UNIT として開発されることを望んでいる。

1979 年 3 月 11 日、シンガポールのリー・クアン・ユー首相以下関係各省の大臣が、Batam 島開発状況を視察された後の記者会見で、シンガポールとしては、Batam 島開発に対し AMBIVALENCE は持つてない事を表明、電力供給をはじめ、開発への協力を約した。

1979 年 9 月 17 日及び 18 日、インドネシアのスハルト大統領がシンガポールのリー・クアン・ユー首相と 2 回にわたつて会談を行つた。この会談でシンガポール側は、Batam 島開発のため、10 年間で約 10 億米ドルの投資をする用意がある旨述べたと言われる。

現在、Batam 島で営業中の企業は、116 社（外資導入法による会社は 6 社であり、シンガポール法人によるインドネシア国内投資法による合弁会社は含まない）。

銀行 2、建設業及び関連会社 59、船舶運送 13、貿易業 6、新聞販売代理店、経理事務所、印刷、荷役、製氷、旅行社、機械修理、畜産業、レンガ工場、鋼板加工、倉庫業、重機リース、スーパーマーケットとなつてゐる。また、次の企業が Batam 島に進出を計画中である。

- 1 シンガポール製材工場
- 2 シンガポール及びホンコン J.V. による観光ホテル、ヨットハーバー、ゴルフ場等の観光施設。
- 3 シーメンズ（ドイツ）部品製造及び組立
- 4 船舶修理 タンカークリーニング

- 5 養殖事業
 - 6 水産加工業
- 等である。

なお B I D A は、日本の企業進出を期待しておりますので、興味を有する方は、お申出下されば、詳細について御説明出来るものと考えています。投資参考までに英文の投資説明書を添付致します。

INCENTIVES FOR INVESTORS

The Foreign Investment Law emphasizes a positive policy for the encouragement of investments in Indonesia. This provides number of attractives and guarantees.

I. T A X E S

(1) Tax Holiday for priority projects.

Such facilities are available for new enterprises in priority sectors of the economy. Tax holidays will not be granted as extensively as before, but new enterprises which contribute substantially to the economy in priority sectors will receive the necessary assistance in securing required facilities. The duration of tax holiday shall not exceed 6 (six) years, calculated from the time the enterprise begins production.

(2) Dividend Taxes.

Exemption from dividend tax, should dividends be paid to shareholders, valid for the duration of the tax holiday.

(3) Stamp Duty.

Exemption from capital stamp duty.

(4) Investment Allowance.

A deduction of 5% per year of the amount of investment from profit before taxes, to be spread over the first four years, the maximum, therefore, is 20%. Application may be made for this allowance in the event that a tax holiday is not granted.

(5) Carry Forward of Losses.

Any loss incurred may be carried forward for four successive years.

If losses are incurred and sustained during the first six years of operation, these may be carried forward for an indefinite period.

(6) Accelerated Depreciation.

Another concession is the permission to accelerate depreciation of fixed assets. The faster rate of depreciation will vary for different kinds of foreign enterprises, depending upon the classification of the enterprise in conformity with priorities determined by the Government.

(7) Additional privileges may be granted by special Government Regulations to any foreign capital enterprise which is deemed of exceptional importance for economic development.

II. EXEMPTION FROM IMPORT DUTIES

- The entry into Indonesian territory of all fixed assets, such as machinery and equipment needed for the operation of the enterprise, are exempt from import duties.
- Firms granted permission to establish an enterprise in Indonesia in the framework of foreign investment are given import tax exemptions for such goods as the following :
 - (1) Machinery, equipment, tools and spare parts to enable the enterprise to initiate its manufacturing operations.
 - (2) Raw materials and supplementary materials to be processed in the enterprise for two years from the commencement of commercial production and packing materials in raw state.
 - (3) Building materials for the construction of the factory.

- (4) Office equipment covered by prevailing regulations.
- (5) Personal effects, except motor vehicles, belonging to foreign personnel assigned to the enterprise in so far as these goods are intended for their personal use, in conformity with prevailing regulations.
- (6) Clothes, foodstuffs and other consumer goods up to US\$ 50 worth fob per person, or US\$ 100 fob per family, per month for foreign staff members and personnel assigned to the enterprise.

FOREIGN EXCHANGE TRANSFER

The enterprise shall be granted the right to transfer foreign currency abroad at the rate of exchange prevailing at the time, for :

- (1) Net operating profits in proportion to the shareholding of the foreign participant.
- (2) Allowance for depreciation of capital assets in respect to imported plant machinery and equipment in accordance with the foreign investment scheme.
- (3) Proceeds from the sale of shares by the Foreign Participants to the Indonesian Participants or to Indonesian Nationals.
- (4) Expenses of foreign personnel assigned to the Enterprise and for Indonesian employees training abroad.
- (5) Principals and interests on foreign loans.
- (6) Compensation in case of nationalization of the enterprise.

IV. FREEDOM TO MANAGE

The investor has full authority to determine his own management operation, and may use foreign managerial and technical employees in

positions for which qualified Indonesians are not yet available. The investor will be required, however, to file a programme for the training and upgrading of Indonesian employees which will permit the ultimate phasing out of the majority of expatriate personnel.

V. THE PERIOD OF OPERATION

Permits granted in the framework of the Foreign Investment Law shall not exceed a duration of 30 years. This is not intended to imply any policy of expulsion or forced acquisition at the end of 30 years. It is simply the maximum duration of the first set of guarantees and incentives given to new investors by the Government. Upon request, the Government will review these terms within two years before the end of the 30 year period, and will also consider the establishment of objective standards to be terminated in another 30 years which can no longer be extended a second time. Such standards may have to do with levels of production, amount of increased investment, extent of land use, percentage of Indonesian employment and ownership, and other applicable considerations.

VI. INTERNATIONAL PROTECTION AGREEMENTS

(1) Guarantee Agreement.

A number of foreign governments provide investment guarantees to their nationals who make investments in other countries. These guarantees cover, in most cases, compensation in case of nationalization or expatriation, in case of damage or loss caused by incidents of war, revolution or insurrection and payments for any approved remittances pursuant to the investment in case of non-convertibility of the currency of the host country. Indonesia has concluded agreements concerning guarantees of this general type with the USA, Denmark, the Federal Republic of Germany, Norway, Belgium, the Republic of Korea, Canada, Switzerland, France and the United Kingdom.

(2) Convention On The Settlement of Investment Disputes.

Law No. 5 of 1968 ratifies Indonesia's adherence to the Convention on the Settlement of Investment. Disputes between states and nationals of other states : This convention has as its executive body the International Centre for the Settlement of Investment Disputes at Washington D.C., U.S.A.

(3) Compensation in the event of Nationalization.

The Government undertakes not to nationalize any enterprise, nor revoke its ownership rights or reduce its rights of control in management, except in cases as might be required by public interest, which has to be determined by an Act of Parliament. In the latter case, compensation will be provided in accordance with the principles of International Law.

copied by : Otorita Pengembangan Daerah Industri Pulau Batam
Badan Pelaksana

Sekupang

170579 TK/

「シンガポールの天然ゴム産業」

野村貿易（株）

伊藤真二

まず第一に下の表を御覧下さい。

天然ゴム消費量（単位千トン）

	1976年	1977年	1978年
アメリカ	687	803	766
日 本	302	320	353
西ドイツ	195	194	189
フランス	167	164	162
英 国	168	172	150
東欧諸国	460	435	420
中 国	240	280	300
そ の 他	1286	1330	1372
合 計	3505	3698	3712

天然ゴム生産量（単位千トン）

	1976年	1977年	1978年
マレーシア	1640	1613	1608
インドネシア	848	835	875
タ イ	405	423	464
アフリカ	204	210	206
そ の 他	468	509	514
合 計	3565	3590	3667

シンガポールは上表の「その他」に含まれていますが、自国の生産量は年間1000トン以下、しかし乍ら、各地から天然ゴムを輸入し、世界各国に輸出しています。

	1976年	1977年	1978年
シンガポール 輸入	シンガポール／マレーシア 統一統計のみ	748	720
シンガポール 輸出		1125	1149
	シンガポール独自の 集計出来ず		

上表によると、輸出入の差が400千トン程度ありますが、この差をシンガポールの消費と見なす事はできません。なぜならシンガポールの輸入量の中には、インドネシアからの正確な量がもれていると思われるからです。

この様にシンガポールは天然ゴムの産出国としては、ないに等しく、ゴムの集散地、仲継港としての役割が非常に大きいわけです。

0 シンガポールゴム相場の役割

世界の天然ゴムの相場は、現在、

- 1) ロンドン：LRTMA (LONDON RUBBER TERMINAL MARKET ASSOCIATION)
- 2) シンガポール：RAS(RUBBER ASSOCIATION OF SINGAPORE)
- 3) マレーシア：MRELB(MALAYSIAN RUBBER EXCHANGE & LICENSING BOARD)
- 4) 東京：東京ゴム取引所
- 5) 神戸：神戸ゴム取引所

の5ヶ所で天然ゴムが上場されています。

(注 LRTMA/RAS/MRELB は INT1RSS、東京／神戸は、INT3RSSと、上場のグレードが異なる。)

この5市場以外に、世界最大の消費地であるUSAでは「ゴム取引所、としての公的機関は、存在しませんが、DEALER間マーケットに於て、INT1RSS及びSMR/SIR(後述)が、毎日、活発に取引されています。

このUSAを含めれば、四六時中、世界中のどこかで、天然ゴムの相場が立っている事になります。

上記各取引所のうち、ロンドン、東京、神戸及びUSAは所謂消費地相場RAS/MRELBのみです。

このRAS/MRELBはもともとはシンガポール市場として全く同一であっ

たものが、シンガポールがマレーシアより独立後同様に分離独立し、現在に至っています。

RAS は現在、9社のGARANTÉE BROKER を中軸として動いています。

GARANTÉE BROKER というのは、日本国内の定期市場でいえば、商品取引員（昔から言うところの仲買業）ですが、RAS における実際の取引量の、30%程度しか占めておらず、実際に大きく相場に影響を及ぼすのは5-TONNERS (RAS の正式売買最低単位は25 TONS) と呼ばれるGARANTÉE BROKER 以外のBROKER であると言われています。

この点は、東京、神戸両ゴム取引所に於て、ゴム専業者以外の所謂「場違い筋」と呼ばれる一般投資家の動きが、大きく相場を左右する事があるのと、良く似ていると思われます。

とにかく、このRASの相場が刻々と全世界に通報され、これに基づいて世界中のゴム業者がそれぞれのグレード毎にその日の値段を算出し、取引を行っているわけです。

RASに限らず、すべてのゴム取引所は、価格決定の助けとなるだけでなく、所謂天然ゴム専業者といわれる商社、天然ゴム生産者、問屋、仲買業等にとっては、自己の契約のヘッジ機関としての役割を果たしています。

ヘッジ機関としての相場は非常に有機的に利用できるものでありますが、投機の材料として相場を見るならば、これは両刀の剣という事ができるでしょう。

0 価格安定と緩衝在庫 (BUFFER STOCK)

この揺れ動く天然ゴムの価格安定と、供給の合理化を軸とした計画が、ANRPC (天然ゴム生産国連合) の国際協力による取組みへと発展、1976年にはANRPCによる国際天然ゴム安定協定が調印されました。この協定はUNCTAD (国連貿易開発会議) 総合商品計画の一般目的に応ずる為のものです。

現在までにこの安定協定で合意されているのは、天然ゴムの安定価格帯を210 ± 20%マレーシアセントとし (1785 ~ 241.50の間となる)、この価格を越えるか、下回った時に緩衝在庫を放出または買入れるとし、最高270セント、最低150セントの中に価格を安定させようという事で、その為の緩

衝在庫の規模を55万トンとする事です。

しかし乍ら、現在の天然ゴム価格は310セント(1月7日)で、この最高価格をはるかに越えていますので、実現には、未だ数多くの問題をかかえています。

○情報センター・シンガポール

シンガポールのゴム業界における役割は、世界の相場の中心地であるという事のみならず、あらゆる情報の集散地でもあるという事です。

世界の主たるタイヤ製造会社が当地に支店をもっており、あるいは買付を行っており、また、マレーシア、インドネシア、タイ等産地のゴム製造業者の、販売会社、また、商社と、このシンガポールに何らかの出先機関を持っており、休みなく働いているところから、世界中のあらゆる情報(他国のゴムの値段はもちろん、石油、為替、金属、革命、戦争etc)が瞬時に入ってきます。これは、東南アジアを中心に世界中にネットワークを持っている華僑に負うところが少なくありません。

○天然ゴムと合成ゴム

世界の総ゴム使用量は現在約1,200万トン。そのうち約3分の2が合成ゴム、3分の1が天然ゴムという割合になっています。

合成ゴムの原料は、今世界中を揺り動かしている、あの石油です。

埋蔵量、残り30年といわれている石油に依存している合成ゴムには、将来大きな危惧のあるところから、現在では、天然ゴムの需要が日増しに高まっています。限られた石油を原料としている合成ゴムと異り、天然ゴムは、ゴム樹さえ植えれば、6~7年で収穫が開始でき、20年間は、収穫し続ける事ができます。

従来、天然ゴムは、その格付け方法が、熟練者の目で確めるだけの極めて原始的な商品でしたが、第二次世界大戦以降、各国がそろって規格化された合成ゴムを開発し、また消費者(タイヤ製造業者を中心とするゴム製造業者)も増大してきた合成ゴムを効率的に使用できるよう、それぞれの生産設備を、合成ゴムの規格で管理するように設備投資を行ってきました。人間が最初から最後まで管理して作り上げた合成ゴムですから、もちろんゴミもありません

し、品質管理も行き届いています。

○ 技術的格付ゴム（天然ゴム）

その波に乗り遅れまいと、天然ゴムも 1960 年代より、従来の視看に頼らず、様々な数値（ゴミ含有量、質分、揮発物、室素含有量、可塑性保有指数等）を化学的に計測し、その数値に基づき格付する技術的格付ゴム TECHNICAL SPECIFIED RUBBER（TSR）が、まず第一に、世界最大の天然ゴム産出国である、マレーシアで製造され（STANDARD MALAYSIAN RUBBER—SMR）に続いて、インドネシア（STANDARD INDONESIAN RUBBER—SIR）、シンガポール（STANDARD SINGAPORE RUBBER—SSR）、タイ（THAI TESTED RUBBER—TTR）、スリランカ（STANDARD SRILANKA RUBBER—SSR）、インド（STANDARD INDIAN RUBBER—SIR）と次々に波及し、ゴム業界での地位を確立しています。但し、スリランカ、インドについては、生産量も僅かですので、ほとんど出廻つてはおりません。

この天然ゴムの TSR 化により、再び天然ゴムが見直され、また、前述の石油不足と相まって、天然ゴムの需要は高まる一方です。

○ ゴムの木にばかり頼らない。

前述しているゴム樹とは、古くはブラジルで発見され、東南アジアに運ばれて栽培が始まった広葉樹で、「ヘベアブラジリエイシス」と呼ばれているものですが、天然ゴムを何とか、他の方法で採取できないものかと、現在、アメリカの、大手タイヤメーカー GOOD YEAR 社では、数年前から、GUAYULE という草木から、天然ゴム類似の樹液を採取する事に取り組んでいます。現在のところ、ゴム分含有量 10 % 程度（現在のヘベア樹で採取できるラテックスは、ゴム分含有量 30 % 程度）と、残念ながら、未だ陽の目を見ておりません。

○ 天然ゴムの将来

この様に、天然ゴムは、需要面から見ると、将来はバラ色のようにですが、供給面から見ると、必ずしも手放して喜んでばかりはいられません。

世界最大のゴム産出国のマレーシアを見てみますと、天然ゴムの強敵があらわれたのです。

それは、パーム油（パームヤシの実からとれる植物性食用油）でありカカ

オ豆（チョコレート・コーヒー等の原料豆）です。

マレーシアの天然ゴムの輸出税は、累進課税であり、現在のようにゴム相場価格が300セントの時には、30%近くの課税を強いられています。

また、ゴムは植樹後6～7年経ないと収穫できませんが、パーム油は、2～3年で回収できるようになり、さらに、農園維持コストは、パーム園で、ゴムの10分の1とされています。しかも税率がゴムよりも安いわけです。

この為、ゴム農園オーナー達は、老木からゴムが採取できなくなると、パームヤシの木や、カカオ豆を植樹しています。この為、マレーシアの天然ゴム供給量は、ここ数年横バイから、下降線をたどっています。

しかし、この問題は、いずれマレーシア独自の手で解決されるでしょう。

マレーシアにとって、ゴム産業は、同国の全輸出額の4分の1を占める最大の産業です。このゴム産業の育成は、同国の生命線ともいわれているからです。現に昨年9月にゴム輸出税の引下げを行っています。

このように、当面の問題としては、数多くの難問が横たわってはありますが、天然ゴムは、必要不可欠な原料であり、植樹によって必ず得られる資源である事から、天然ゴム産業は明るい未来を持っていると言う事ができるでしょう。

シンガポールにおける外国人の生活費

日本在外企業協会
シンガポール相談所
杉 野 一 夫

最近、家賃の値上がりが著しい。日本人世帯が数多く住んでいる植物園の近くのアパートでは、昨年末50%もの家賃引上げを通告してきたと聞く。外国人駐在員の場合、生活費の中で家賃の占める比率は極めて高く、家賃高の傾向は外国人に少なからぬ影響を及ぼしている。

1979年の消費者物価上昇率は、大方の予想よりだいぶ低く、4%台に落付いたもようだが、外国人駐在員としてここに住んでいる者の実感ではこんな低くはない。電気水道、食品、ガソリン、自動車などの一連の値上りも我々に新たな圧迫を加えている。

こうした現状を慮り、シンガポール国際商工会議所が発行している "Expatriate Living Costs in Singapore" の最新号(17版)を抄訳してみた。しかし同小冊子についても昨年中頃に調査したものであるため、現状にそぐわない数字が出て来ている。訳者の方で判かる範囲の修正を加えた。

なお、日本在外企業協会シンガポール相談所では、日本人駐在員の生活に焦点を当てたガイドブックを作成中で、同書の中でも生活費を取扱っている。同書は近く完成する予定である。

＊

＊

＊

注：文頭の番号は原本の

"Expatriate Living Costs
in Singapore" によるもの。

インフレと物価指数

2. 物価指数：政府が発表した数字に見られるように、シンガポール国内の物価はこの15年間極めて安定している。この間唯一の例外はほぼ50%もの消費者物価指数の上昇を記録した1973年から1974年の2年間であった。この急増は指数の約半分の比重を占める輸入食品の値上り、1973年の石油危機に起因した公共料金と運賃の大幅な上昇によるものであった。
3. 1973年消費者物価指数は20%上昇し、1974年にはそれが22%になった。この高いインフレの後、消費者物価指数は、1975年に3%という低い上昇率に落ち付き、1976年には2%の下落を見るに至った。これはその年6%の値下りをした食品が7年間で初めての下降をもたらしたものであった。
4. 1975年10月から1977年1月までの物価指数を見ると、いずれの月も前年同月の数字を下回っている。しかしながら、食品の値上りが大きく響き、消費者物価指数は、1977年に3%、1978年に5%とそれぞれ上昇した。この率は1976年に記録された数字よりも高いけれども、1974年の22%の急増に比べればずっと穏やかなものである上、他のASEAN諸国のそれよりもずっと低い。(インドネシア：1977年12%、1978年7%。タイ：1977年8%、1978年10%)——その他のアジア諸国(ホンコン：1977年5.8%、1978年5.9%。台湾：1977年7%、1978年6%。韓国：1977年10%、1978年14%)西洋先進国(米国：1977年7%、1978年8%。英国：1977年16%、1978年8%)
5. シンガポールの物価は他のどこと比べても実際ゆっくりした上昇ぶりだ。1979年上半期の消費者物価指数はわずかの2.5%の上昇で、昨年同期の5.3%の半分である。他の諸国を見るとインフレは悪化の傾向にある。韓国はその中でも最悪で、今年5月までの上昇率が18%、次いで米国と英国の10%、香港の9%、台湾の7%となっている。
6. ところが最近、シンガポールでもインフレの兆候が表れてきた。今年の下半期は例年より厳しい物価上昇率に直面しそうだ。

7. 毎月の消費者物価指数はシンガポール政府統計局がパンフレットに印刷して出版しており、Fullertonビルの1階にあるシンガポール政府刊行物出版局(Publication Bureau of Singapore National Printers Pte Ltd)にて1部1Sドルで購入可能である。パンフレット掲載の指数値は月間支出額が100Sドルから1,499Sドルまでのシンガポール家庭を対象に1977年6月から1978年5月までの間に行った支出調査を基に作成したものである。
8. シンガポール商工会議所の外国人駐在員の物価指数：政府発表の消費者物価指数で示される生活費の支出内容は、シンガポールに駐在している外国人家族のそれとは大きな差が見られる。そのため当商工会議では、手当や現物の恩典を除いた月給が3,000～5,000Sドルで、夫婦と最低1人は子供がいるという家族構成の外国人を対象に調査を1975年4月に行った結果、外国人家族の消費実態がある程度明らかになった。
9. 1975年4月を基に計算された1979年4月、6月のコスト指数が本文最後に示されている。これを見ると消費者物価指数と外国人物価指数との間に差が見られる。これは、外国人駐在員と一般シンガポール人との消費パターンに違いがあるからである。
10. 外国人駐在員物価指数の中で住宅費の占める割合は38%と高いため、外国人の物価指数は家賃の動向に大きく左右される。特にこの数ヶ月は家賃の引上げが著しく、生活苦を叫ぶ外国人駐在員が増えている。これに対して、シンガポール人の消費物価指数は、住宅開発局(HDB)の提供する安価なアパートが入手できるため、住宅よりもむしろ食品価格の影響を受けている。外国人の生活費は、住宅費のほかにも交通費、輸入品価格、教育費の上昇に影響を受けやすいため、地元民のそれよりも急速に上昇する傾向がある。そこで公共料金の33.1%の値上りを初めとして、教育費や衣料、食費、交通費、娯楽費、などの一連の値上りは、外国人の生活を少なからず圧迫している。
13. 外国人の生活費はシンガポール人のそれよりも急速に上昇する傾向にあるが、輸入品をひかえ、出来るだけ国産品を使用するなどして、生活面での現

地化を進めれば、値上りの軽減を計ることは可能である。

食品

14. インフレの影響を緩和させる努力として、いくつかの食品に課されている輸入税の撤廃や軽減が行なわれている。また輸入税が課されている食品についてもその大部分は地元で代用品が製造されている。

15. 輸入税のかけられている輸入食品のうち、いくつか主なものを挙げると、
品目

肉類		価格(\$)
牛肉(冷凍輸入)ランプ	Kg	11.00
牛肉(空輸)フィレット	Kg	32.00
豚肉(地元)リーン	Kg	7.80
ベーコン(輸入)バック	Kg	9.90
ラム(輸入)レック	Kg	11.80
ラム(輸入)カトレット	Kg	8.60
にわとり(輸入)	Kg	5.70

魚

スモークハツドドック(スコットランド)	Kg	12.90
ソールフィレット(スコットランド)	Kg	15.90

酪農製品

フレッシュミルク	0.28リットル	0.80
粉ミルク	Kg	5.30
濃縮ミルク	411g	0.80
卵(現地)	1個	0.19
バター	500g	2.10

野菜

キューリ	Kg	1.00
トマト	Kg	2.50
じゃがいも	Kg	1.55
レタス（空輸）	Kg	4.50
豆（フランス）	Kg	2.50

果物

りんご	1 個	0.40
オレンジ	1 個	0.50
グレープフルーツ	1 個	0.90
ぶどう	100g	1.10
なし	1 個	0.60

その他

砂糖	2Kg 袋入	2.60
インスタントコーヒー	100g	5.35
紅茶	500g	5.69
パン	400g	0.65
ママレード	340g	2.69
ジャム	340g	2.37
食用油	3Kg	14.90

住宅

17. 住宅が、6 階以上の建物の中にある場合、またはコンドミニウム（集合住宅地）の中にある場合には、市民権を持たない人々にも売買が許されている。しかし外国人が上記以外の住宅不動産を購入したい際には、政府の認可が必要である。現行の政策では、永住権保有者並びに経済的貢献度の高い外国人には自分が住むのに必要であれば住宅購入が許可されることになっている。しかし、この許可は、面積が 1 万 5,000 平方フィート（約 420 坪）を

超えない土地の1住宅に限定されている。住宅購入の申請は Controller of Residential Property, Land Dealings (Approval) Unit, 15 Grange Road, Singapore 0923 (電話 2350703) まで。

18. 高級アパート、ペンタハウス、マンションは住宅地として人気の高い9、10、11の郵便番号地区で購入も借用も可能である。貸アパートは普通3つの寝室があり、冷房、家具付きとなっている。高級アパートの購入価格は20万Sドル(2,000万円)以上、家賃は1ヶ月1,600Sドル(16万円)から2,200Sドル(22万円)ぐらいである。プール、バーベキュー、社交場などの共同娯楽施設を備えた豪華マンションやアパートは高級住宅地にある場合、1ヶ月の家賃が約2,500Sドル以上、購入価格は26万Sドル以上となっている。家賃が3,000Sドルから4,500Sドルもする豪華家具付きアパートやマンション、ペンタハウスも市内の高級住宅地では珍しくなくなってきた。家具付きで家賃が1,000Sドルぐらいの住宅も無い訳ではない。家賃は普通家具、住居のタイプ・サイズ、場所によってまちまちである。中央商業地区から離れた少し不便な所なら、家賃は前述の価格よりも当然低くなる。セミ・ディタッチ(2戸建て)やテラス(長屋建て)の家も15万Sドルから30万Sドルで購入可能、1ヶ月の家賃は、1,200Sドルぐらいからだ。バンガロー(1戸建て)の購入価格は32万~60万Sドルあたりだが、もちろん上を見ればキリがない。バンガローの家賃は、土地面積、場所に依るが、2,800~5,000Sドルぐらいだ。

19. 不動産に課される資産税は、場所によって、年間評価査定額の12%~33%となっている。この多様な税率は1979年1月1日から5ヶ年の間に23%に均一化されることになっている。所有者がシンガポール人ではない住宅の場合には年間評価査定額の10%が追加税として課される。しかし、6階以上の建物内にあるアパートの所有者はこの追加税が免除される。

公共施設

20. 家庭用ガスの単位料金は消費量が増えるに応じて安くなるが、水道料金は増えるシステムになっている。水道料金は1立方メートル当り30セントから66セント(消費量に対して1立方メートル当り7セントの配水料が加算

される)。電気料は1キロワット時15.86セントの均一料金。ガス料金は、1ユニット当り9.02セントから8.27セントまでとなっている。50Sドル以上の公共事業局の請求書は10%の税金が課せられる。冷房付き寝室が3つあるバンガローあるいはアパートに住むには、ゴミ収集料も含めて1ヶ月最低320Sドルの公共料金の支払いを覚悟しておく必要がある。

21. 電話料金には20%の特別付加税が課される。個人用の電話使用料は年間200Sドル、会社用は300Sドルとなっている(個人用、会社用とも特別付加税は含まれていない)。公衆電話からのシンガポール国内の通話料は10セントである。

お手伝いさん

22. 女性お手伝いの賃金は、家の大きさ、家族構成、拘束時間、経験によって違いがあり、一言で述べるのは難しい。料理、掃除一般、子守りをするアマ(お手伝いさん)は350Sドルぐらい、住込みあるいは通いにするかは使用人次第である。ガーデナー(庭掃除夫)、洗濯、風呂場掃除のアマは、一週間2~3時間から6日間までパートタイムで雇うことができ、月150Sドル以内だ。運転手は、1ヶ月350Sドルぐらいで雇用できる。しかし1日8時間以上働かせる場合には、当然超過勤務手当を払わなければならない。上記いずれの場合にも、使用者は、月給に加えて中央積立基金として給与の20.5%を納入する必要がある。

交通

23. 自家用車の購入や使用を減少させたり、中央商業地区(CBD)への自動車の乗り入れをある時間帯制限したりして市街地の混雑緩和を政府は政策に掲げている。その一環として採用されているものの中には、新車登録税、乗入れ料金、駐車料金、道路税などの引上げがある。

- 全ての新車は価格に従って150%の登録税(一般にはARF=Additional Registration Feeと呼ばれている)を納めなければならない。
- シンガポールに輸入される新車は輸入税として価格の45%が徴収される。

• 道路税 (社有車は 2 倍)

1,000 C C まで	40 セント / C C
1,001 から 1,600 C C まで	50 セント / C C
1,601 から 2,000 C C まで	60 セント / C C
2,001 から 3,000 C C まで	70 セント / C C
3,001 C C 以上	1 ドル / C C

ディーゼル・エンジン車の場合には同種ガソリン車の 6 倍の税金が課せられる。

新車購入時にかかる費用の例 (保険料は除く)

輸入車 :

	販売価格	A R F	登録税	プレート	道路税	輸入税	合計
ギャラン・シグマ 1600GS(1597CC)	S\$11,234	S\$14,394	S\$1,000	S\$25	S\$798	S\$4,318	S\$31,769
ホンダ・プレリユード (1602CC)	S\$15,250	S\$18,592	S\$1,000	S\$25	S\$961	S\$5,578	S\$41,406

シンガポール組立車 :

	販売 価格	A R F	登録税	プレ ート	道路税 一年間	輸入税	合計
オースチン・ミニ clubman (998CC)	S\$8,815	S\$11,442	S\$1,000	S\$25	S\$399		S\$21,681
ベンツ 280 S	S\$47,743	S\$51,086	S\$1,000	S\$25	S\$1,923		S\$101,777
フォード・コルチナ (200 Ghiam)	S\$16,177	S\$16,287	S\$1,000	S\$25	S\$1198		S\$34,687

26. 中古車の使用を規制するため、10年以上経過した車には10%から50%増しの年間道路税が課されることになっている。10年以上の車に適用されるこの付加税は、経過年数に従って徐々に加算される。最初の1年間は10%の付加税、3年目は20%、3年目は30%、4年目は40%、それ以後の更新に対しては50%の付加税が課される。

27. こうした措置に加えて、PARFと呼ばれる A R F (登録税) 特惠措置が採用さ。これは中古車の削減を狙ったもので、中古車オーナーの新車への

交換が容易に出来るようになっている。1975年12月31日から1980年末までの間に中古車（なん年経っても構わない）のオーナーが新車に買換えたい場合には PARF を申請できる。しかし1981年以降 PARF は、10年以内の車のオーナーにのみ適用される。1980年末までに中古車を取換えたいオーナーは下記の条件を満たせばこの特惠措置を受けることが可能だ。

- (a) 1976年以降にここで登録された中古車は1975年12月31日以前にシンガポール以外の場所で登録されてはならない。
- (b) 1975年12月以降、車は使用されていなければならない。
- (c) 新車登録と PARF 申請を行う以前に、旧車のオーナーは、その車両を輸出するかスクラップにし、旧車が永久に道路上から取り去られたことを自動車登録所に証明しなければならない。
- (d) 中古車は1977年9月16日以降社有車として登録されていないこと。

PARF は次の通り：

	従価の PARF
1,000CC 以下	35%
1,001 - 1,600CC	40%
1,601 - 2,000CC	45%
2,001 - 3,000CC	50%
3,001CC 以上	55%

自動車価格

28. 新規登録料 (ARF) 及び輸入税の引上げによって、車価格はよなりの上昇を見た。人気のある車の現行価格 (ARF, 税込み) は下記の通りである。(下記の価格には PARF は含まれていない。新赴任外国人が PARF の適用を受けるには旧車をまず購入する必要がある。普通この手続きは自動車販売店がやってくれる。PARF を享受できる旧車の価格は現在 6,000 S ドル以上だが、もちろんエンジンの排気量によって違っている。尚、PARF は社有車 (Q ナンバー) には適用されない。)

マツダ 323	S\$21,801
ホンダ・アコード 4ドア	S\$35,991
ランサー SL	S\$25,919
ベンツ 200	S\$72,994
ギャラン・シグマ 2000	S\$32,403
トヨタ・クラウン	S\$53,688

29. 輸入車の価格は、45%の輸入税がかけられているため、現地組立車よりもかなり高額になっている。シンガポールではすでに長い年月自動車の組立を行っており、高い品質を保っている。現地組立車用の部品は、シートクッション、シャシのフレーム、ボディ外形、プラスチック部品等を除いては、輸入税が免除されている。しかし政府は輸入税免除の撤廃を決めたため、それが実施される1980年8月以降は同車の大幅な値上がりが予想される。
30. 燃料、ハイオク・ガソリンの価格は1980年1月の値上りによって現在は1リットル当たり91.60セント、レギュラーが85.50セント、ディーゼルが54.10セントである。
31. タクシー：シンガポールのタクシーは数が豊富で、比較的安い。料金はメーターで計算され、最初の1マイル(1.6 Km)が1 Sドル、その後半マイルごとに20セント加算されていく。冷房付タクシーは20セント割高である。またタクシーの相乗りを可能にするため、タクシーは道路沿いの客を数人乗せることができ、乗客が合意すれば、メーターを用いずに個別に料金が請求できる。中央商業地域(CBD)内ではタクシー乗り場が決められており、ここ以外でのタクシーの乗り降りは禁じられている。
32. 呼び出しタクシーもある。Taman Jurong タクシー・サービス(電話：653049、ジュロン地域で毎日24時間営業している)、Boon Lay Garden タクシー・サービス(電話：656284、ジュロン地域で24時間営業)、Singapore Taxi Drivers Association(電話：2933111/2932057、シンガポール全島で24時間営業)、The NTUC (Comfort)(電話：4547711、全島で24時間営業) Upper Thomson Taxi Service(電話：515148、全島で24時間営業)

34. 幹線道路を走っているバスは安価に利用できる。現在バス・サービス・システムは大規模な再編成を行っており、新しいバスへの交換計画も着々と進められている。ラッシュ・アワーの交通量と混雑を緩和させるため、政府は、中央商業地域（CBD）への自動乗入れ制限を1975年6月に採用した。

35. 乗入れ制限区（CBD）。7：30AMから10：15AMまでの間CBDライセンスを持たない車は（貨物車、バス、モーターバイクを除いて）制限地区への乗入れはできない。CBDライセンスはQ登録プレート（社有車）の場合、1日8Sドル、1ヶ月160Sドル、一般自家用車は1日4Sドル、1ヶ月80Sドル、タクシーは1日2Sドル、1ヶ月40Sドルで購入することができる。しかし制限地区に入る際、少なくとも4人が乗車していれば、タクシーも自家用車もCBDライセンスが不要である。これは政府が交通量を減らすため、自動車の相乗りを奨励しているからだ。1977年9月から、CBDライセンスを最後まで使用しない場合には、自動車登録（ROV）に申請すれば払い戻しができることになった。

32. 運転免許証：ある国の然るべき当局が発行した運転免許証をこの3年以内のある時期に保持していたことが証明できれば、自動車登録所は申請者に同種の車を運転できるように免許証を発行する。料金は1年の免許証が20Sドル、3年間のが60Sドル。60才以上の申請者は医者診断書が必要である。

38. シンガポール自動車協会（Automobile Association of Singapore）

シンガポール自動車協会、(64, Lloyd Road, Singapore 0923。電話：7372444)はメンバーの車が故障した時には24時間いつでも修理に出向いてくれる。この外にも自動車に関する法律相談、有利な自動車保険などのサービスも提供している。同協会の入会金は20Sドル、会費は1年24Sドルとなっている。

医療費

39. シンガポールはアジアで最も清潔な都市の1つだという評判を得ている。（道路にごみ、たばこの吸いがらなどを捨てると500Sドルの罰金が課される）、医療設備はよく、熱帯病もよくコントロールされている。シンガポ

ールには有能な医師、外科医が数多くおり、政府の外来用診療所の治療費は非常に安い。しかし外国人駐在員のほとんどは個人開業医の方を好むようだ。開業医に診て貰った場合一回の診察料は、医師の資格や病気にもよるが、平均15Sドルから45Sドルぐらいである。専門医のコンサルタント費は第1回目が35Sドルから55Sドルまで、2回目からは15Sドルから35Sドルまでとなっている。

40. シンガポールには設備のよく整った病院がいくつかある。外国人が、国立の病院に入院する場合には1日60Sドルの費用がかかる。手術料は1,500Sドルから様々である。個人病院は個室が1日80Sドル以上、2人用の室が60Sドル、3人以上が35Sドル以上となっている。上記の入院料の外に個人病院では外科医、内科医の手術料、診察料が500Sドル以上かかる。
41. 出産の場合は、国立病院が480Sドルの均一料金で外国人の出産を引受けている。入院費は1日65Sドルで、新生児費として1日4Sドルを徴収される。開業している産科医に診てもらうと、出産料が500Sドル以上である。

42. 開業医の治療、薬、手術の費用はかなり高いが、適当な保険に入れば、費用は軽減できる。会社が全額あるいは一部負担してくれるところも多い。

43. 衣料

婦人用の輸入ドレスは90Sドルぐらいからある。イーブニング・ガウンは180Sドルから、靴は60Sドルから、ナイロン・ストッキングは1足4.50Sドルからとなっている。現地製の既製服は安く、40Sドルぐらいからある。靴も40Sドルぐらいからだ。シンガポールの仕立代はそれほど高くなく、ラインのないドレスで25Sドル、ラインのあるドレスで35Sドルぐらいからである。紳士用の背広は250Sドルから仕立てることができる。仕立てズボン35Sドルから、輸入の長袖シャツは45Sドルから輸入の靴は75Sドルからとなっている。

娯楽、レジャー

酒類の標準小売価格は次の通りである。

ウィスキー (ブラック & ホワイト) 0.75 リットル	S\$ 24.75
ウィスキー (ジム・ビーム) 0.75 リットル	S\$ 27.50
ブランデー (V.S.O.P) 0.75 リットル	S\$ 41.80
ブランデー (3 スターズ) ヘネシー 0.35 リットル	S\$ 19.40
ジシ (ゴードン・ジン) 0.75 リットル	S\$ 25.20
ラム (バッカーディ) 0.75 リットル	S\$ 24.70
輸入ビール (罐入り)	S\$ 2.45
国産ビール (罐入り)	S\$ 1.45
ワイン (テーブル・ワイン)	S\$ 13.50

輸入タバコは、20本入りで約1.60 Sドル。有名ブランドのタバコが現地生産されており、20本入りで一箱1.40 Sドルである。

5. レストラン、ホテル、ナイトクラブ等の娯楽費は酒類の値上りの影響を受けて上昇傾向にある。加えて、1970年3月から3%の飲食税が課され、続いて1972年3月からは部屋代にも適用されるようになった。また、ほとんどの有名ホテル、レストラン、ナイトクラブには10%のサービス料が請求書に含まれている。チップは政府がやめるようにとの呼びかけをホテルやレストランに行っている。

6. クラブの入会金、会費も上昇傾向にある。次の表はシンガポールの主要クラブとその入会金及び会費を明らかにしたものである。

	前	金	入会金	会費 (1 カ月)
(1) シンガポール日本人クラブ	-	80 Sドル	20 Sドル (単身)	25 Sドル (家族連れ)
(2) シンガポール クリケットクラブ	100 Sドル	1000 Sドル	20 Sドル (単身) + 6 Sドル (妻)	
(3) アメリカンクラブ	500 Sドル	1000 Sドル	45 Sドル (単身) + 50 Sドル (家族)	
(4) タングリン・クラブ (会員募集は終了、再 考中)	50 Sドル	2000 Sドル	33 Sドル (16歳以上の子供) 5 Sドル プラス一時的なビル付加金 10 Sドル	

(5) オランダクラブ 250Sドル 1000Sドル 35Sドル

(1人) (1人) (単身)

(6) スイスクラブ 200Sドル 非スイス人 34Sドル(夫婦)

600Sドル

スイス人 25Sドル(単身)

100Sドル

(7) シンガポール・スイミング・クラブ

(家族) 100Sドル 1,500Sドル 25Sドル

(独身男性) 75Sドル 1,00Sドル 16Sドル

(独身女性) 35Sドル 500Sドル 9Sドル

(ジュニア会員16~21オ) - ドル 500Sドル 5Sドル

子供(3~16オ) - - - 1Sドル

(会員募集は終了、再考中)

(8) シンガポールタウンクラブ 100Sドル 1,500Sドル 25Sドル

(9) シンガポール・アイランド・クラブ 200Sドル 7,500Sドル 31Sドル(単身)+16Sドル(妻)

(ゴルフ) 10Sドル(18オ以上の子供)

(会員募集は1972年12月31日に終了)

女性

ソシアル11.50Sドル

1976年初期、同クラブは1時期に100人だけを対象にする短期会員と呼ばれる新しい会員制度を採用した。これには3つの種類がある。

	前金	入会費	会費
1年間	200S\$	7,500S\$	-
2年間	200S\$	15,000S\$	-
3年間	200S\$	22,500S\$	-
(10) ダッチハウス	200S\$	500S\$	25S\$
		(単身)	
		700S\$	25S\$
		(家族)	

47. 全体的には、上記に述べたほかには、娯楽費に大きな変化はあまりない。

映画の入場券は1.50 S ドルから3.50 S ドルまで コンサートは出演者により1 S ドルから25 S ドルぐらいまで。スコツシュ、バトミントン、テニスコートも安い料金で一般公開されている。ゴルフ場のグリーン費も妥当な値段だ。キャデイ費は18ホールで8 S ドルぐらい。白黒テレビの受信料は年間36 S ドル、ラジオは12 S ドル、カラーテレビは54 S ドルである。カラーテレビの受信料は白黒テレビ及びラジオのそれをも含んでいる。画面の大きさによるが、白黒テレビは1カ月16～35 S ドル、カラーテレビは36～83 S ドルで借りることができる。国立図書館の使用は無料(5 S ドルの前金は返済される)。動物園、水族館、野鳥園、星和庭園の入場料も安い。18ホールあるセントサ・ゴルフコースはビジターにも公開されており、週末50 S ドルのグリーン・フィーでゴルフを楽しめる。セントサ島のもう1つのアトラクションである珊瑚館も毎日公開されている。

48. 教育

外国人の子女用に優れた私立あるいは国立の学校がある。その中の主なものには、Raeburn Paek School, Tanglin Preparatory School, Weyhill Preparatory School, シンガポール・アメリカン・スクール、東南アジア・ユナイテッド・ワール

ド・カレッジがある。学費は次の通り：—

学 校		登録費	学 費	前金(教科書も含む)
Raeburn Park School	} 4½ オから 11½ オ児用 の小学校 (3 学期)	500 Sドル	750 Sドル	750 Sドル
Tanglin Preparatory School			1 学期	
Weyhill Preparatory School				

シンガポール・アメリカン・スクール	1500 Sドル	幼稚園	—
	350 Sドル	3000 Sドル(年間)	
	(年間)	年級 1 ~ 4	
	+ ビル付加料	4000 Sドル(年間)	
		年級 5 ~ 8	
		4600 Sドル(年間)	
		年級 9 ~ 12	
		4800 Sドル(年間)	

ユナイテッド・ワールド・カレッジ

前 シンガポール・インターナショナルスクール	50ドル	一般生徒	500 Sドル
(11 オ ~ 18 オ)		1950 Sドル	
(3 学期)		(一学期)	

寄 宿 生			
3850 Sドル			
(一学期)			
ジャーマン・スクール	幼稚園	150ドル	1080 Sドル(年間) 250 Sドル
	プリ・スクール (年間)		1440 Sドル(")
	小学校		2160 Sドル(")
	中学校		3360 Sドル(")

49. 就業パスあるいは専門職パスでシンガポールに居住している外国人の子女は、文部省を通じて国立または政府の資金援助を受けている学校への入学を申請できる。もし空席があれば、入国管理局へ学生パスを申請することが可能だ。学生パスは前述の私立学校に入る外国人生徒も保持しなければならない。就業パス、専門職パス保有者の子女の学費は、小学校が1カ月2,50 Sドル、中学校が4 Sドルと、シンガポール市民の子供と同じ額である。親がシンガポールの居住者でない外国人子弟に対しては、1カ月の学費が小学校で15 Sドル、中学校で30 Sドルである。しかしこの上に教育基金に4,000 Sドルの献金をしなければならない。また1カ月の雑費が小学生には30 Sドル、中学生には40 Sドルかかる。

SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE EXPATRIATE PRICE INDEX

(Preliminary calculations)

(April 1975=100)

GROUP	Apr. 1977	Dec. 1977	Apr. 1978	Dec. 1978	Apr. 1979	Jun. 1979	Sep. 1979
All Items	101.0	102.1	102.3	104.2	109.3	110.5	113.6
Food	103.1	107.2	106.0	109.6	114.6	116.6	117.8
Clothing	104.0	106.3	105.7	112.7	114.1	115.8	118.5
Housing	91.3	91.4	91.5	91.7	101.1	102.9	104.3
Transportation & Communications	114.0	114.3	115.7	116.5	118.6	118.6	124.6
Services	110.9	115.0	115.1	118.2	118.2	118.2	124.7
Entertainment & Leisure	106.2	107.5	109.5	111.0	111.7	111.9	113.4
Education & Health Expenses	118.2	118.4	118.4	126.6	127.5	127.5	135.3
Personal Care	102.5	103.1	102.8	102.7	103.7	104.4	108.5
Miscellaneous	105.8	106.5	106.5	107.6	108.0	109.6	111.5

Please see paragraphs 8-13

EXPATRIATE PRICE INDEX

April 1977
December 1977
April 1978
December 1978
April 1979
June 1979
September 1979
(April 1975 = 100)

Group & Sub-Group	Weights	Apr. 1977	Dec. 1977	Apr. 1978	Dec. 1978	Apr. 1979	Jun. 1979	Sep. 1979
All Items	10,000	101.0	102.1	102.3	104.2	109.3	110.5	113.6
1. Food	825	103.1	107.2	106.0	109.6	114.6	116.6	117.8
Meat	371	101.7	106.9	104.7	109.7	114.3	117.0	119.3
Vegetables	86	102.2	106.7	106.1	110.6	113.9	116.1	112.0
Fruits	45	102.3	105.6	105.6	106.3	130.9	135.4	123.4
Other provisions	323	105.0	107.9	107.6	109.7	112.9	113.8	117.0
2. Clothing	458	104.0	106.3	105.7	112.7	114.1	115.8	118.5
Gents	117	103.6	106.1	105.3	112.2	113.3	115.2	117.9
Ladies	210	104.4	107.3	106.9	112.8	114.1	116.5	118.2
Children	55	101.6	103.5	102.9	108.5	109.9	110.3	114.1
Footwear	76	104.3	105.7	105.1	116.0	118.4	119.1	123.5
3. Housing	4,549	91.3	91.4	91.5	91.7	101.1	102.9	104.8
Rent	3,774	89.0	89.0	89.0	89.0	100.2	100.2	100.2
Household Furnishings & Equipment	246	101.0	102.9	103.2	107.0	109.1	111.3	113.0
Telephone Bill	53	100.0	100.0	103.4	103.4	103.4	103.4	103.4
Public Utilities	476	103.6	103.6	103.6	104.1	104.1	120.5	137.9
4. Transportation & Communications	935	114.0	114.3	115.7	116.5	118.6	118.6	124.6
Road Tax/Insurance	233	126.7	126.7	132.5	132.5	139.2	139.2	139.2
Parking Fees	79	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9
Petrol Bills	335	107.6	107.6	107.6	107.6	107.6	107.6	120.6
Taxi Fares	82	100.0	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	108.5
Others (including servicing, repairs, car washing, etc.)	160	103.1	104.2	104.2	108.9	111.4	111.4	115.3
Postage/Telegram Bills	46	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5. Services	795	110.9	115.0	115.1	118.2	118.2	118.2	124.7
Domestic/Indoor services	525	104.2	110.3	110.3	114.5	114.5	114.5	120.8
Laundry	53	100.5	100.5	101.0	101.6	101.6	101.6	104.3
Gardener	217	130.0	130.0	130.0	131.3	131.3	131.3	139.3
6. Entertainment & Leisure	1,221	106.2	107.5	109.5	111.0	111.7	111.9	113.4
Club(s) Bills (excluding entrance fees)	499	111.6	111.8	112.0	113.2	113.5	113.5	113.5
Liquor	225	103.7	106.6	107.2	109.1	109.8	109.8	114.2
Tobacco	83	102.9	105.2	105.2	106.9	106.9	107.0	108.0
Dining out	309	102.3	104.6	108.7	110.7	112.5	113.5	115.8
TV/Radio Licence	105	100.0	100.0	108.8	108.8	108.8	108.8	108.8
7. Education & Health	764	118.2	118.4	118.4	126.6	127.5	127.5	135.3
Educational Fees (including school textbooks & special fees)	523	123.6	123.6	123.6	135.3	136.7	136.7	147.3
School Transport	72	116.3	116.3	116.3	116.3	116.3	116.3	118.6
Medical/dental	169	102.4	103.4	103.4	103.9	103.9	103.9	105.7
8. Personal Care	186	102.5	103.1	102.8	102.7	103.7	104.4	108.5
Hair cut/Hairdressing	79	101.9	103.7	103.0	103.9	103.9	103.9	109.4
Cosmetics	44	103.7	103.1	102.9	97.9	100.3	102.1	106.8
Toilet Requisites	63	102.6	102.4	102.4	104.6	106.0	106.9	108.6
9. Miscellaneous	267	105.8	106.5	106.5	107.6	108.0	109.0	111.5
Newspapers & Magazine	107	104.9	106.3	106.3	107.1	107.1	110.9	113.0
Books	20	102.7	102.3	102.3	102.0	103.1	103.7	106.0
Records/Tapes	53	99.9	100.0	100.0	101.9	104.1	104.1	106.9
Detergents/Insecticides etc.	39	100.2	100.6	100.6	101.5	102.4	102.9	104.2
Soft Drinks	15	100.0	100.0	100.0	100.0	103.5	105.1	109.8
Flowers	33	129.9	130.1	130.0	132.7	129.1	128.0	126.9

日本人用消費者物価

「Expatriate Living Costs In Singapore」は一般外国人を対象に書かれたものだが、食品の項目を見て判かる通り、欧米人向きにできている。同書の中で、生活面での現地化を勧めているが、日本人にとって実行に移しにくいのはまず食生活であろう。そこで日本人の食生活に必要なと思われ、現地で調達できる食品の価格を下記の通り調査した。

食品価格

品 目	銘 柄	数 量	78年11月	79年11月	80年2月
食パン	皇トースト用	400g	0.59	0.65	0.70
米	オーストラリア米	3kg	3.80	4.20	4.09
即席ラーメン	サッポロラーメン	100g	0.80	1.00	1.00
牛 肉	ヒレスターキ ニュージーランド	1kg	19.50	28.90	29.70
牛肉ヒキ肉用	ニュージーランド	1kg	6.30	9.50	9.70
豚肉ヒレ		1kg	7.90	8.90	11.50
鶏肉	ブロイラー丸身	1kg	5.80	6.60	7.20
ソーセージ	フレッシュ フラッシュフルター	1kg	7.00	12.00	12.00
牛 乳	マグノリア	250ml	0.59	0.59	0.59
鶏 卵		1	0.14	0.17	0.18
バター	マグノリア	225g	1.35	1.08	1.19
レタス		1kg	3.90	6.00	6.50
ミ ソ	タケヤ	1kg	5.00	5.50	5.00
しょう油	キッコーマン	1.8L	6.00	6.00	5.97
砂 糖	S I S 上白糖	1kg	1.00	1.20	1.20
ビール	アンカー	350ml	1.25	1.35	1.34
ウイスキー	ジョニ黒	760ml	34.89	37.99	37.99
ブランディ	クールポアージェ V S O P	760ml	36.20	38.99	38.89

注、シンガポール・ドルと円の換算率は1980年2月現在1Sドルが約90円。ミソ、しょう油の値下がりには円安によるものである。

先日調査を終えたばかりの家賃の最近情報を付記しておく。

家 賃

地区	住 宅 名	寝室数	摘 要	家賃(\$ドル)
オロ ード チャ ー ド ・	Hilltop	3	アパート、3 エアコン	2,200-2,800
	Lloyd Court	3	アパート、3 エアコン	1,600-2,000
	Pacific Mansion	3	アパート、2 エアコン	1,300
	Jalan Jintan	2/3	アパート、2 エアコン	1,300
	Cavanaugh Court	3	アパート、3 エアコン	1,700-2,200
ホー ード ラン ド ・ ロ	Balmoral Point	4	アパート、テニス、プール	4,200
	Ridgewood	3-4	アパート、プール、ジム、テニス	3,200
	Pandan Valley	4	アパート、プール、テニス	2,300
	Six Avenue	3	セミ・ディタッチ、3 エアコン	1,800
	Grove Drive	3	テラス、2 エアコン	1,400
ブマ キ・ 周 テ イ	Mandaly Towers	4	アパート、2 エアコン	1,700-2,000
	Watten Estate	3	アパート、2 エアコン、プール	2,700
	Watten Drive	3	テラス、2 エアコン	1,400
	Green Wood	3	セミ、ディタッチ	1,800
そ の 他	Faber Hill	3	アパート、2 エアコン	1,200-1,800
	East Coast	3	テラス 2 エアコン	1,100
	Maryland Park	3	アパート 2 エアコン	1,500

理事会の動き

第126回 1980年1月10日(休) 午後12時30分

議 事

議事に先立つて、島崎会頭より、昨年は①NWCガイドラインへの対応、②本所創立10周年記念諸行事の実施など本所活動が会員のご協力により円滑に展開されたこと、今年も各位の本所活動を通じて活発に事業活動されることを望むなどの新年のあいさつがあつた。

1. 前回議事録

異議なく承認された。

2. 報告事項

(1) 事務局より、12月10日の建設部会、12月13日の経営研究委員会の開催報告があつた。

(2) 第2回日本・ASEAN 経済会議協力礼状

東京商工会議所淹常務理事より、上記会議が12月17日に当地で開催された際の本所協力について、礼状を受領した旨、事務局より報告があつた。

(3) 来星ミッション予定

事務局より、関経連ASEAN ミッション(当地は1月24日～26日)、日本生産性本部ミッション(当地は2月3日～9日)の来星予定の報告があつた。

(4) 自転車産業振興協会のCOMPLAINT 回答

事務局より次の通り報告があつた。前回理事会(12月4日開催)で決定された通りCOMPLAINTの手紙を上記協会へ送付したところ、このたび回答を得た。回答によると、1981年の展示会開催が決定した段階で出来るだけ各国の出品要請にそえるように努めたいということである。ジエトロ・シンガポール事務所

にも同じ回答が届いており、ジエトロ職員がシンガポール製造業者協会にその旨伝えたところ、ジエトロの協力に謝意を表し、本件に関するこれ以上の協力依頼はなかつた。

以上の報告のあと、本件はこれで落着いたと判断する旨の意見があつた。

(5) 佐々木通産大臣歓迎パーティ開催

島崎会頭より、佐々木通産大臣御一行を迎えて、本所主催で、1月18日(金)正午より歓迎パーティを開催するので、理事会メンバー、部会長らのご出席をお願いする旨の要請があつた。

(6) 日本製紙輸出価格に関する COMPLAINT

事務局より、下記報告があつた。

地元の紙関係の団体から JAPAN PAPER ASSOCIATION に出状された手紙のコピーが本所に届いた。

手紙によると、日本製紙が香港向とシンガポール向 FOB 価格で差があり、シンガポール側が印刷して外国に輸出する場合、競争上不利となつている、と述べている。

以上の報告のあと、JAPAN PAPER ASSOCIATION に COMPLAINT の返答を出状されるよう本所からもお願いすることとした。

(7) そ の 他

菊地大使の外務審議官就任のため、1月11日の離星されるに際して、見送り方法(VIP室使用の際の車両番号届出不要等)について、事務局より報告があつた。

3. 審 議 事 項

(1) 会員格付変更

組織委員会担当理事より、前回理事会で決定のあつた部会担当理事、部会長、副部会長間で再度の格付け見直し作業が完了したので、全会員宛新規格付の了承依頼レターを出状したい旨の報告があつた。

このあと出席理事が検討した結果、原案通り依頼レターとともに、部会別新規格付表了承確認書、格付基準を添えて出状することとなつた。

(2) シンガポール国際商業会議所(S I C C)コミティ・メンバーへの派遣

島崎会頭より、上記報告があつた。

S I C CのACTING CHAIRMAN から①本所創立10周年へのお祝い、②S I C Cと本所との連けい強化、③S I C Cのコミティ・メンバーへの本所理事派遣要請等の内容の手紙を頂いた。とくに、③の本所理事派遣要請について、検討頂きたい。

引続き桜井顧問より、①S I C Cコミティ・メンバーのうち、日本人はモービル石油の杉原氏とJ S Lの桜井氏の2名のみであること、②日系企業20数社がS I C Cメンバーとなつていること、③S I C Cから東商滝常務理事にも日系企業がS I C Cメンバーになるよう協力願いたい旨のレターが出状されることなどのほか、S I C Cの活動状況からみて、本所が理事を派遣した方がよいとの賛意が表明された。

このあと、検討の結果、太田副会頭(三井物産)の了承(当日欠席)を得て、同氏を派遣することとなつた。

(3) V I T BからのAPPRENTICE OF THE YEAR COMPETITIONへの協力

水戸副会頭から次の通り説明があつた。

V I T Bが今年第3回APPRENTICE OF THE YEARと称し、溶接、機械、配管など6部門で技術コンテストを実施する予定である。この6部門の優秀者からペーパー・テストなどで1名を選び、14日間の日本訪問させたい。航空運賃はシンガポール航空負担とし、本所は日本での受入面で協力願いたい、との依頼がVITBからあつた。

以上の説明のあと、本件審議した結果、上記の本所協力を行う

ものとし、今後、前2回の例（ニュージーランド、西ドイツ訪問）を参考しながら詳細を検討する旨、VITBに返答することとなった。

(4) そ の 他

事務局より、下記報告があつた。

島崎会頭宛、当社の自動車部品販売会社より COMPLAINT の手紙が届いた。

内容は、日本の部品販売会社よりA自動車用の車輪わくを輸入し、インドネシアに輸出したが、A自動車に合わない車輪わくであつた。この点、日本の部品販売会社に COMPLAINT したが、好意的な返答をもらえなかつた。本件解決のため、本所の協力をお願いしたい。

なお、事務局調べるによると、日本の販売会社が純正外部品を輸出していると、こういう問題も起りうるとのことである。

このあと、審議に移つたが、契約書の有無など取引方法を調べる必要もあろうが、とりあえず、日本自動車部品工業会にこの旨連絡し、同会メンバー会社と関係あるならば、同会の協力を求めることとした。

4. 会 計 報 告

吉永財務委員より、12月分の会計報告があつて了承された。なお、10周年記念行事費を支払請求書がそろつた段階で、本所の銀行借入を検討することとなつた。

5. 入、退会、UP-GRADE

上記について、小山理事から報告があり、下記の通り決定した。

○入 会

- ** THE NIKKO SECURITIES CO., LTD. " B "
- ** HITACHI ZOSEN ENGINEERING SINGAPORE (PTE) LTD. " B "
- ** FUJIKURA SINGAPORE PTE. LTD. " B "
- ** NIPPON MINING SINGAPORE PTE. LTD. " B "

○退 会

- ** FUKADA SALVAGE (S) PTE. LTD.

○UP-GRADE

- ** NAKAGAWA CORROSION PROTECTING CO., LTD. " C "

部 会 活 動

第 1 工業部会

日 時 1980年1月16日(水) 午後12時30分

場 所 シンガポール日本商工会議所

議 題 11月実施のアンケート調査について

第 3 工業部会

日 時 1980年1月24日(木) 午後12時30分

場 所 シンガポール日本商工会議所

議 題 (1) 理事会報告

(2) S D Fの審議状況報告

J S W 永田氏

(3) 「社内行事及び連休に関するアンケート調査」結果報告

廣 報 欄

** Change Of Address

- * Takachiho Singapore (Pte) Ltd.
Rm 1301, 13th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.

- ** * Tokico Singapore Pte Ltd.
Unit 421, Cuppage Centre,
Cuppage Road,
Singapore, 0922.

- * Change Of Mr. K. Sakurai's Office.
 - * c/o IHI Singapore Office.
4008, OCBC Centre
Chulia Street
Singapore 0104.
Tel: No.2238195

** Change Of Telephone No.

- * Takachiho Singapore (Pte) Ltd.
Tel No: 2213741

** Change Of Name Of Representative

- * Sankyu Incorporated.
Mr. T. Gondo
- * NAC Singapore (Pte) Ltd.
Mr. N. Yamaguchi

資料案内

シンガポール共和国関税法再版	S\$20
シンガポール概況 1975 年度	S\$25
シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 8
シンガポール共和国製造業管理法（仮訳）	S\$ 8
シンガポール共和国環境公衆衛生法	S\$20
資金援助制度の手引	S\$ 8
中央厚生年金法（仮訳）	S\$15
シンガポール有税品リスト	S\$20
シンガポール共和国財産税法、財産税（付加税）法	S\$15
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
業種別会員名簿	S\$20
大気汚染防止法	S\$ 8
経済拡大奨励法	S\$10
月 報（各月号）	S\$ 8
法律第 1 号	S\$ 5
法律第 2 号	S\$ 5
法律第 3 号	S\$ 5
法律第 4 号	S\$ 5
法律第 5 号	S\$ 5
法律第 6 号	S\$ 5
法律第 7 号	S\$ 5
法律第 9 号	S\$ 5
法律第 11 号	S\$ 5
法律第 12 号	S\$ 5
法律第 13 号	S\$ 5
シンガポール為替管理法（仮訳）	S\$15
邦人進出企業並びに外資主要企業概況一覧表（改訂）	S\$20
シンガポール共和国移住法	S\$15
シンガポール共和国要覧 1977	S\$20
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国 1979 年	S\$20
シンガポール共和国銀行業法	S\$15
関税法（第 133 編）1979 年関税令	S\$15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$25
1966 年地方政府建築規則	S\$15
シンガポール共和国会社法	S\$60
	但し、非会員 S\$70
シンガポール経済事情（1979 年 8 月）	S\$10

1 月の主な経済記事

- 1 日 〇 シンガポール石油価格が1日午後より各石油の小売価格を値上げした。その中でディーゼル油が最も大きく上がり1リッターS\$0.74 (15.8%増)の上昇であった。レギュラーはS\$0.855、(5.5セントの値上げ)となった。
- 9 日 〇 この数年来、日本の対シンガポール工業投資は急激に増え、1979年現在の累計投資額は8億1000万Sドルにのぼり、外国投資総計の15%を占めている。
- 10 日 〇 政府は先週、住宅市場への投機を防止するための新規則を施行した。国家開発省から発表(11日施行)された新規則、1980年住宅Developer (修正)規則は次のような規制を加えている。
- 1) Booking Fee を購入価格の5%に引き上げる。
 - 2) 購買予定者がオプションを履行しなかった場合或いは期限を過ぎた場合に没収される予約料、没収額の引き上げ。
 - 3) 購買予定者に与えられるオプションは今後は譲渡を認められない。
 - 4) いったんオプションが与えられたら、そのオプションが消滅するまで、同じ住宅に別のオプションを与えることを禁じられる。
 - 5) Developer は予約を登記する義務を負う。住宅監督官はこの登記をいつでも検査することができる。
- 14 日 〇 シンガポール車輛登録局は1982年より強制的な定期車輛検査の制度を計画している。
- 18 日 〇 シンガポール貿易局は、シンガポールはローデシアに対する貿易禁止令を解除した。
- 24 日 〇 シンガポールのガソリンと重油の小売価格が、再び値上げされる可能性がある。シェル、SPなど大手5社は先週、通産省に値上げの申請をした。消息筋によると、新価格はスーパーが1リッター1Sドル、レギュラー、1リッターが50セントの値上げになるとみられる。
- 28 日 〇 シンガポールの好景気を反映して、昨年 of 日本企業の当地進出には

目ざましいものがあり、昨年11月までに、新たに進出してきた企業が106社に達した。

○シンガポール石油会社は、今年からマレーシア国家石油社の要請を受けて、毎日2万～2万5千トンの原油を精製することが決まった。

28日 ○シンガポール東海岸の第6、7期埋立工事（総工費3億8千5百万8ドル）は1985年に完成すると新たに360ヘタールの土地が増えることになる。

時事速報より抜粋 事務局：M.Y.WONG



編集後記

明けましておめでとうございます。1980年1月号をお届け致します。
徳山局長の調べによりますと、本月報の誕生第1号は1970年2月で本月号で通算第114号となるそうです。創刊当時のものと比べますと現在の月報は表紙、デザイン、印刷、内容、編集(?)何れも格段の進歩がみられます。この間日系企業進出数、本所会員数も増加の一途を辿り、今後も当分この傾向が継続するものと思われますので本誌が皆様のよき参考資料となりますよう80年代の年頭に当り、広報委員一同紙面の充実と発行の遅延防止についてフル・スイング致す所存です。せいぜいご支援の程を。さて、今月は、政治面から考察した「1980年代の東南アジア展望」と題し、共同通信の谷沢氏の力作、次に昨年10月号からの東南アジア産出資源シリーズの一環として今回は、野村貿易の伊藤氏による「シンガポールの天然ゴム産業」について、又、現在注目の的であり新聞紙上にもよく記載される「インドネシア共和国バタム島開発経緯と現状」について中島氏に、また、我々進出企業社員に最も関心の深い「シンガポールにおける外国人の生活費」については杉野氏にそれぞれご執筆の労を煩わしました。何れもタイミングのよい有用な情報であります。特に谷沢氏には帰国後の多忙な時にも拘らずご執筆いただき感謝いたします。

本月号より1年間月報表紙をごらんとおりのものといたします。

今月の担当は伊勢丹の岩井、東銀の伊沢でした。

(東銀：伊沢記)

表紙について

「1980年代を象徴するような表紙にしたい」と云う委員諸氏の御意見を入れて、某国、某社、某機械のプリント基盤にカメラをむけてもらいました。

「何だかわけがわからないところが面白い」と云う内輪の評判でしたが、如何でしょうか。写真提供は凸版印刷シンガポール社製作部の白裕南氏の御好意によります。

(担当：吉川、凸版印刷)

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13 TELS: 2923831, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665